

嘉手納町学校体育施設使用者への注意事項について

1. 団体登録は、10名以上で、且つ70%以上のメンバーが町内に住所を有し、若しくは、町内に在職する者で構成している団体が、嘉手納町立学校体育施設使用団体登録を行うことができます。
2. 町内登録団体の使用申請は、毎月1日より翌月いっぱい予約ができます。
※但し、公共団体等が事業を行う場合や学校の行事、行事のための準備を行う場合には、その使用日を変更して頂く事や使用の制限を行うことがあります。
3. 嘉手納町開放学校使用許可申請書は、学校と使用における調整を行う必要があるため、使用する3日前までには提出して下さい。
4. 使用料の還付について、次回使用の使用料で相殺して料金を徴収し、還付は原則として行わないものとする。
5. 使用時間には、準備及び後片付けの時間も含まれています。他の使用者へ迷惑をかけないように予約した終了時間に引渡しできるよう清掃、グラウンド整備等を行い入れ替えに備えて下さい。
6. 施設の照明は、22時に消灯しますので、22時までには清掃、グラウンド整備等を終え原状回復を行って下さい。また、22時まで施設を使用する団体は、使用後のミーティング等は学校施設外でお願い致します。（施設駐車場施錠の為。）
7. 雨天等で使用できない場合、別日に振替えるか、次回使用時の使用料で相殺をし、還付は原則として行わないものとする。
8. チームの諸事情により使用できなかった場合は、次回使用時に別日の振り替えは、行わないものとする。使用を取り消し、又は変更しようとするときは、使用予定日の7日前までに、嘉手納町開放学校使用許可取消し・変更申請書を提出して下さい。
9. 施設管理者の指示に従えない方は、施設の使用をお断りする場合があります。
10. 車両は、所定の駐車場に駐車して体育施設周辺の道路上（歩道上も含む）に駐車しないで下さい。

11. 子ども同伴の使用者は、お子様から目を離さないよう保護者が責任をもって下さい。
(保護者の責任により事故等が起きた場合、当施設は責任を負いません。)
12. 団体の名義貸しをして他の団体に施設を使用させてはいけません。
13. 台風等により、バスが運行停止になった場合には、施設閉鎖になります。体育施設をご使用途中でも施設管理者の指示に従い退場して下さい。
台風により使用出来なくなった申請分に関しては後日、振り替えさせていただきます。
14. 学校体育施設使用において、施設周辺での喫煙や飲酒、上半身裸でスポーツをするなどのモラルに欠ける行為などは児童、生徒の教育上、悪影響を及ぼすことがないようにしてください。大人としてのマナーやモラルを守って学校施設を使用してください。
15. 学校施設の安全、警備のため使用日には、教育委員会より発行された嘉手納町開放学校使用許可書を持参して警備員に提示を行ってから施設を使用してください。
16. 施設使用は、週2回までです。
ただし、諸事情により教育委員会が認める場合は、その限りではありません。

※学校側または警備の方から連絡があり、これらのことが守られていなければ今後、学校体育施設の使用を控えて頂くことがありますので、了承下さい。

嘉手納町教育委員会 社会教育課